

匝瑳市地域再生協議会要綱

(設置)

第1条 市は、匝瑳市版生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画（平成29年6月27日付け内閣総理大臣認定。以下「認定地域再生計画」という。）に係る生涯活躍のまち形成事業計画（地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第17条の24第1項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下「形成事業計画」という。）を協議するため、法第12条第1項の規定に基づき、匝瑳市地域再生協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、形成事業計画について協議する。

(組織等)

第3条 協議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、法第12条第2項及び第3項並びに法第17条の24第2項の規定により、市長が委嘱し、又は任命する。

(会長等)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が指名する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成34年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、その会議に関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成34年3月31日限り失効する。